## 平成23年度第5回水道審議会会議録

日 時	平成24年1月27日(金) 午後1時30分~3時30分
場所	秦野市役所 本庁舎3階講堂
出席委員 (◎会 長) 〔敬称略〕	◎松下 雅雄、髙寺勝夫、荒川裕美子、宮田 義範、中山 知江、 大森 悦雄、齊藤 政和、山本久美子、石川 道隆、市川 順子 計10名
欠席委員 (○副会長) 〔敬称略〕	八木英一郎、〇川口 浩太、栗原千惠子、今井 新一、古谷 茂男 計 5 名
委員以外の出席者	水道局長 山口 誠一 水道業務課長 宮村 慶和 水道施設課長 松本 克己 水道業務課賬權(庶務担当) 福井 哲也 環境保全課賬權(地下水・環境指導担当) 谷 芳 生 水道業務課庶務班主査 宇佐美高明 水道業務課庶務班主査 和田 安弘
会議次第	<ol> <li>開会</li> <li>会長あいさつ</li> <li>議事</li> <li>地下水利用協力金のあり方のまとめについて</li> <li>その他</li> <li>閉会</li> </ol>
会議資料	<ul><li>・平成23年度 第5回秦野市水道審議会次第</li><li>・資料「地下水利用協力金のあり方の論点整理表」</li></ul>

#### 事務局

課長補佐(庶務担当)

本日、委員総数15名のうち、現在8名(半数以上)の出席がありますので、秦野市水道審議会規則第6条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告します。

なお、2名の委員が都合により少し遅れるとの連絡をいただい ております。

それでは、平成23年度第5回秦野市水道審議会を開会します。 松下会長、あいさつをお願いします。

- 一松下会長あいさつ-
- 一資料の確認一

事務局

課長補佐(庶務担当)

松下会長

それでは、松下会長に進行をお願いいたします。

本日の次第に従いまして、議事に移ります。

「議題1 地下水利用協力金のあり方のまとめについて」です。 前回までの審議を踏まえ、論点整理表を事務局に作成させまし たので、それをもとに本日は審議を進めていきたいと思います。 事務局 課長補佐(庶務担当) 松下会長

事務局からの説明を求めます。

一「地下水利用協力金のあり方のまとめについて」資料に基づき説明—

ただ今、資料の説明がありました。

前回の審議では、協力金は、地下水使用料ではなく、地下水保全事業のための協力金との意見が多いとまとめましたが、水道料金とのバランスを考慮することや、増額するべきとの意見もあったと思います。

事務局に伺いますが、地下水利用協力金は、これまで水道料金と一緒に、改定されてきたとの説明が前にありましたが、それから考えると、これまで、実質的には、地下水使用料であるとの考えもあったように考えられます。

その辺りについて、もう少し説明してください。

事務局 課長補佐(庶務担当)

協力金は、地下水枯渇対策として、神奈川県温泉地学研究所から提案のあった人工かん養などの地下水保全事業を行えば、水道利用者以外の地下水利用事業者も受益を受けるため、協力金という形で負担を求めたことを説明しました。この負担という面のほか、協力金には、枯渇の恐れがある地下水のくみ上げ量を抑制するという面の目的があることも説明しました。制度検討時においては、このくみ上げ量の抑制を協力金という地下水使用料によって行いたいというねらいが強くあったことは、事実です。

もともとの考えとしては、地下水利用協力金を地下水使用料金という料金的なものとしたいという思いがあったようですが、地下水は土地財産権に付属しており、水資源の公水化が法制化されていないという法制度上の制約から、料金として、条例化をすることができず、地下水保全事業に協力していただく協力金の要綱として制定せざるを得ませんでした。

また、当時、地下水を公水と位置付け、土地の所有権に付属する地下水を規制するべきとの法制定への考え方もあったことから、協力金は、いずれ使用料として制度化されるだろうという推測をしていました。しかし、この動きは止まり、その後法制化されないまま、現在に至っています。

協力金は、要綱にあるように、必要経費の原価ではなく、水道料金供給単価の3分の1を基準としたのは、この使用料的な考え方があったからだと思います。また、協力金単価の見直しは、水道料金の改定時に合わせて、その改定率で協力金を値上げしていくこととしたのも、使用料としての意味合いで扱ってきたためと思います。当時の地下水利用事業者も、こうした認識だったと思われますが、平成7年度の協力金単価の改定以降、16年が経過

松下会長 宮田委員 した今、その認識が続いているかどうかは分かりません。 ただ今の説明について、いかがですか。

地下水を公水とする法制化の動きについて、国の動きを少しお知らせしたいと思います。

超党派の国会議員で構成している水制度改革議員連盟では、水循環基本法案を今後、議員立法として提出する予定があると聞いています。これは、河川などの表流水や温泉を含む地下水など、全ての水は、国民の財産であり、公共性が高く、水循環は、その流域で総合的、一体的に管理されなければならないというものです。

現行では、土地所有者は地下水を地盤沈下の恐れがない限り、 自由にくみ上げることができますが、この法律の制定により、自 由な地下水利用に歯止めをかけることが可能になるというもので す。

また、現在、衆議院では、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案というものが審議中です。その目的は、「地下水が国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急措置として必要な規制を行うこと」としています。

これらの法律の内容や制定時期など、詳しいことはまだ分かりませんが、秦野市の地下水保全条例や地下水利用協力金制度に、何らかの影響があるものと考えられます。

ただ今、宮田委員から法律の動きについて、お話がありましたが、事務局では、何か知っていますか。

私どもも宮田委員の情報以上のことは分かりません。皆さんもご存じのように、国会は消費税増税が中心となっていくようですので、その法案がいつ成立するのかなど、全く予想がついていません。

協力金は、あくまで、要綱をもとにした事業者との協定による 制度としたわけです。この制度ができた当時も法制化の動きはあ ったわけですけれども、その実質の考え方は、地下水使用料であ ったというのは、説明したとおりスタート時から前回の改定まで は変わることもありませんでした。

今後、この法案の動きによっては、協力金の考え方を見直す必要が出てくると思います。

松下会長

法律の制定内容によっては、この協力金に、使用料的な性格を 持たせることを、明確にする必要が出てくるかもしれないという ことだと思います。

松下会長

事務局

課長補佐(庶務担当)

この法案に、その辺は謳われるのでしょうか。

宮田委員

現行では、土地所有者は地下水を自由にくみ上げることができますが、この法律の制定により、外国資本による水源地などの買収を含め、これに対して合法的に規制を掛けていこうとするものです。詳細は分かりませんが、この協力金に、使用料的な性格を持たせることについても明確にする必要が生じるかもしれません。

松下会長

秦野市では、現在は、あくまで協力金として位置付けていますが、法の動きによっては、使用料的な性格を持たせることについても明確にする必要が生じるかもしれないということで、この動きには、今後、注意していく必要があると思います。

ほかに、意見はありませんか。

大森委員

秦野市では、平成12年度に地下水保全条例を制定した時、地下水を公水としています。また、その条例に地下水のかん養についても触れていますが、その時に地下水利用協力金制度の見直しなどについて、検討されなかったのでしょうか。

事務局 課長補佐(庶務担当)

検討したような形跡はありませんでした。内部的なことですが、地下水協力金制度は、水道局で所管している一方、条例は、市長部局の環境を所管する部が管轄しています。それまで、地下水の量を所管するのが水道局で、質の所管は、市長部局の環境を所管する部でした。この条例制定により質と量を一元管理するという体制に変わりましたが、地下水保全事業と協力金制度は、見直しをしないまま今に至っています。

大森委員

地下水の利用者というのは、事業者だけではなく、水道事業者 である水道局もそうだと思います。

協力金は、森林の整備など地下水保全事業に使っていますが、 間接的には水道局も負担していたのかも知れませんが、今までは 全額、事業者の協力金で負担していますので、水道局も負担して もいいのではないかと思っています。当時そういう考えはなかっ たのでしょうか。

現在では公水という考えが主流になっています。給水事業も保全事業も一体と考えれば、使用料という側面もあるかとは思います。将来的にはそうなっていくのかも知れませんが、今急に、使用料という形で秦野市だけが先行するのはどうかと思います。

松下会長 宮田委員

先ほどの法案は、いつごろ成立するのでしょうか。

地下水の緊急措置法案は、審議中のようですが、水循環基本法 については、詳細については把握していませんので、いつ頃にな るのかは分かりません。

山本委員

この法律の具体的な内容は分からないのでしょうか。

宮田委員

措置法案として、地下水を保全しようとするものだと思います。 地下水が枯渇してしまうなど、緊急の場合に制限できるものだと 思います。国会の様子を見ていきたいと思います。

水循環基本法案というのがなかなか出せないので、当面、緊急

山本委員

この法律の内容がはっきりしない状況では、協力金は今のまま で良いように思います。国の動きがはっきりした時点で、検討す れば良いのではないかと思います。

宮田委員

法については今後のことですので、私も、現段階では、協力金 については今のままで良いのではないかと思います。ただ、今後、 法の動きによって見直す必要が生じてくると思います。

松下会長

法の動きがはっきりしない中では、今の制度を継続することが 得策ではないかという意見だと思います。

山本委員

協力金は、市と地下水利用事業者が協定を結んで、事業者に協 力してもらっている状況があります。地下水保全事業の財源とし て、県の水源環境税もある中では、事業者に増額を説明して理解 を求めるのは難しいのではないでしょうか。増額して、事業者に 秦野を出ていかれては困ります。私は、協力金単価は、据え置き がいいと思います。

松下会長

それでは、事務局から示された論点整理表に従い、答申の骨子 について、進めていきたいと思います。

まず、「論点における基本的な項目の考え方」の「地下水利用 協力金制度継続」についてですが、これは前回の審議会で集約し ていますので、「継続していくべきである」ということで良いで しょうか。

# 一各委員了承一

松下会長

次に、「水道料金と協力金の性格」についてです。

前回では、「地下水利用協力金は地下水保全事業を行うために 地下水利用事業者からその財源の協力をいただく制度である」と いうのが、大かたの意見でしたが、水道料金とのバランスを考慮 することや、増額するべきとの意見もあったことを考えると、そ うした皆様の考えには、協力金には、地下水使用料の性格もある ということだと思います。

秦野市は、使用料的な意味合いも含めつつ、地下水保全事業の ために、他市に一歩先んじて、協力金制度を制定してきたという ことだと思います。

さらに、今、地下水をめぐっては、地下水の緊急措置法や水循 環基本法の動きがあり、これが法制化されると、協力金を地下水 使用料として、制度化を検討する必要があるかも知れないとの話 もあったと思います。

これらを集約すると、法制度が確立するまでの当面の間は、地 下水保全事業を行うことを目的に、地下水利用事業者からもその 財源の協力をいただく制度として運用していき、法制化されれば、 再度、「地下水利用協力金のあり方」について、検討し直すとい うことで、よろしいでしょうか。

一各委員了承一

松下会長

次に、「論点における具体的な項目の考え方」に移ります。

「協力金単価の改定」ですが、2つの考え方がありますが、ご 意見をお願いします。

現状として、あくまで地下水利用事業所に協力してもらい、市 と事業者の合意の上で成り立っている制度ですので、増額する理 由が明確でなければ、改定は難しいと思います。

私は、据え置きがいいと思います。

水道局が地下水の9割をくみ上げています。水道局も地下水利 用事業者の1事業者であることを考えると、地下水保全事業費の 不足分を水道料金で負担することもできると思いますので、協力 金の単価は据え置きでいいと思います。

昨年12月のヒアリングでも各事業者からその辺の話がありま したが、これは、ほかの地下水利用事業者の多くの意見であると 考えていいと思います。

ヒアリングでも、事業者からは、地下水保全事業費の赤字が続 くなど納得いく理由があれば値上げに応じるが、そうでなければ 難しいという話もありました。

事業者の理解の上に成り立つ制度であることを考えると、値上 げは難しいという意見だと思います。

据え置きで進めるということはいいことだと思いますが、上水 道は安くて下水道は高いという現実からすると、17万人の市民 感情としては、水道料金を地下水かん養事業に回してほしくない と思うのではないかと思います。協力金ですべて賄ってほしいの ではないかと思います。

また、地下水をくみ上げられる事業者とくみ上げられない事業 者があり、すべての事業者が地下水をくみ上げられないという不 公平感もあると思います。

企業誘致の時代は、残念ながら水道の基盤整備ができていなか った状況があります。その後、水道の整備ができ、水道が使える ようになってきました。誘致された企業は、当時、水道水を使え なかったということは、ご理解いただきたいと思います。

下水道との横のつながりを持つなど、今後は協力してやってほ しいと思います。

山本委員

大森委員

松下会長

齊藤委員

事務局 水道局長

大森委員

今後の地下水保全事業の不足分は、既存のかん養事業の実施方法を工夫するなど、経費削減により、吸収していってほしいと思います。

また、地下水利用協力金事業者へ地下水保全事業の経費内訳を報告するなど理解を深めるようにしてほしいと思います。

協力金の基本的な考えでは、「使用料的な意味合いはあるものの、協力金が法制化されるまでの当面の間、地下水保全事業を行うための財源の協力」と集約しました。

事業者からのヒアリングでも、協力金を支払う事業者として、 負担理由が明確でなければ納得できないという意見がありました。

この協力金制度は、市と事業者の合意の上で成り立っているものですので、増額の必要があるかどうかは、事業者も納得できるものでないと成り立たないと思います。

このため、「協力金単価の改定」については、据え置きという ことで、よろしいでしょうか。

## 一各委員了承一

次に、「協力金単価が水道水供給単価の3分の1以内」という 要綱の基準に、移りたいと思います。

事務局で、もう一度、「協力金単価が水道水供給単価の3分の 1以内」ということについて説明してください。

要綱では、協力金単価は、「前年度の水道水供給単価の3分の1以内」としていますので、水道水供給単価の3分の1の限度の中で、決めていくことになります。当初は、3分の1の金額になるべく近づけていきたいという考えがあったようです。昨年の4月から水道料金を改定し、3分の1の額も引き上がっていますので、現行の協力金単価の見直しが必要になったということも、今回、当審議会にあり方の検討をお願いすることになった理由の1つです。

「協力金単価の改定」の集約では、協力金は、地下水保全事業費の財源として協力するものであり、現時点で、その財源に不足がない以上、当面、据え置くこととしました。

このため、地下水保全事業費の財源不足が見込まれた場合には、 値上げの判断につながるということだと思います。

協力金単価見直しについては、法制化されるまでの当面の間は、 地下水保全事業費の財源不足が見込まれるかどうかを運用の判断 基準とするわけですので、この3分の1という要綱の基準につい てもそのままとする集約で、いかがでしょうか。

一各委員了承一

松下会長

松下会長

事務局 課長補佐(庶務担当)

松下会長

松下会長

それでは、次に、「対象を1日20㎡以上とすること」ですが、 前回、1日1㎡から対象としてはという意見がありました。これ は、約117万円の収入不足を補う手段の一つとして、私は、お 聞きしましたが、それだけではなく、協定を締結している事業者 間の公平性の面も含めて、もう一度考えてみてください。いかが ですか。

大森委員

1日20㎡未満の事業者は何社位ありますか。また、量水器交 換の費用は誰が負担しているのですか。

事務局 課長補佐(庶務担当)

地下水利用事業者32社と協定を結んでいます。その中には、 1日20㎡以上の事業者もあれば、20㎡未満の事業者もありま す。これは、四半期ごとの計量で判断しています。平成22年度 では、1日20㎡未満の事業者は、11社でした。量水器は新規 に設置した後、8年ごとに交換しています。1日20㎡未満の事 業者かどうかは、水量を計らないと分からないので、すべての事 業者に設置しています。量水器の購入、交換や毎月の検針の経費 は、協力金収入で負担しています。結果的には、協力金をいただ いていない20㎡未満の事業者の経費を協力金をいただいている 20㎡以上の事業者が負担していることになります。

1 ㎡以上から協力いただくとした場合に、20㎡未満の11社 から協力いただく金額はどれくらいになりますか。

80から90万円程度になります。

11社は、飲食店などの中小の事業者でしょうか。

ガソリンスタンドなどのあまり大きくはない事業者です。

協力金を払っている事業者が、支払っていない事業者の分を負 担しているのは不公平だと思います。

今日まで、36年間このようにしてきたということだと思いま す。

制度創設当初は、1日20㎡未満の事業者は、ほとんどありま せんでした。景気ですとか、活動の状況に応じて変わってきたと いうことだと思います。

このことについては、今回は、このままとし、法整備がされた 時に、改めて検討するとしたらどうでしょうか。

量水器や検針費用などの実費分は、事業者が負担すべきではな いでしょうか。

協定の内容は、1日20㎡以上も20㎡未満も一緒で、要綱に 基づいて、四半期ごとに1日20㎡以上の場合に課金するという ことになっています。

山本委員

事務局 水道業務課長 宮田委員 事務局 課長補佐(庶務担当)

松下会長

齊藤委員

事務局 水道局長

松下会長

齊藤委員

事務局 水道局長 齊藤委員

事務局 水道局長

中山委員

事務局 水道局長

石川委員

事務局

課長補佐(庶務担当)

髙寺委員

事務局 課長補佐(庶務担当)

中山委員

事務局 課長補佐(庶務担当)

松下会長

松下会長

山本委員

松下会長

髙寺委員

事務局 水道局長 松下会長 量水器の交換や検針の費用など実費分は徴収しても良いと思いますし、企業間の公平性の問題もあると思います。

量水器の交換や検針の費用などは、地下水を保全、管理するための経費の一部だと考えています。

維持費は発生していますので、少しでも協力金はもらった方がいいのではないでしょうか。

今の方法に固執はしていませんので、皆様の意見をいただければと思います。

1日20㎡以上ということですが、検針はどの程度の期間で行っているのですか。

毎月検針しています。請求は4半期ごとに行っています。3か月に1回集計し、その間の日数で割り、1日20㎡以上の事業者に課金しています。

20 m³未満の事業者は、水道水も使えるのでしょうか。それとも、地下水だけなのでしょうか。

地下水だけの事業者もあれば、水道水を使っている事業者もあります。

協力金を払わなくて済ように、19m<sup>®</sup>で止めてしまう事業者はないのでしょうか。

それぞれに、地下水を使う目的がありますので、そのようなことはないと思います。

それでは、ここで10分間の休憩とします。

**一10**分間休憩—

再開します。

それでは、休憩前に引き続き、「対象を1日20㎡以上とする こと」についての意見があればお願いします。

払っていない事業者から、経費分ということで、基本料金的なものをもらったらどうでしょうか。

「1日20㎡以上」というのを下げるのではなく、1日20㎡ 未満でも何かもらうという意見ですね。

量水器の購入費用や検針費用が掛かるわけですから、基本的な 経費として一律にもらうという方法もあると思います。量水器の 経費はどの程度なのでしょうか。

量水器の口径によって、数万円単位から数百万円単位になると 思います。一律に割り返すと割高になることもあると思います。

この件については、法律が整備され、協力金のあり方を再び議論するときに、見直してもいいのではないかという意見もあると思います。

事務局 水道局長

水循環基本法というのは、基本的理論を定めた法律になるのではないかと思っています。そして、それを受けて、個別の民法の財産権をどうするかといったことになると相当の時間が掛かるのではないかと思います。

事務局 課長補佐(庶務担当)

協力金制度は、あくまで、事業者に理解していただき、協定を 結んで協力いただいている制度ですので、事業者が納得するよう な理由が必要だと思います。

大森委員 事務局

量水器の交換はどのように行うのですか。

課長補佐(庶務担当)

事業者の都合を聞き、業務に支障がないように配慮しながら交換しています。

大森委員

1 m³からに下げることを検討するのも1つの方法かと思います。

宮田委員

事業者の負担力も考えなくてはいけないので、この件については、事業者の意見を聞きながら、1日20㎡未満についても課金していくという方向性を、今後の課題として検討を進めてもらうということでも良いのではないかと思います。

荒川委員

協定を締結している事業者は、地下水利用協力金が、1日 2 0 m 以上の場合に課金され、1日 2 0 m 未満の場合に課金されないということを理解しているのでしょうか。

まずは、理解を深めていくことが大切で、自然のものにもお金が掛かることの認識をもってもらうことが必要で、その理解が進むと料金となった時にも理解いただけるのではないでしょうか。

現段階では、料金ではなく、協力金であり、協力金は絶対的な ものではないので、かん養事業に係る寄付をもらうような気持で、 いいのではないかという思いもあります。

事務局 水道局長 今までも協力金単価の引き上げの時に、事業者に趣旨等を説明し、理解いただいて個別に協定を結んできました。

平成7年の単価改正以降、毎年はかん養事業などの報告をしてきませんでした。昨年、地下水利用事業者にアンケート調査を行いましたが、その際改めて、事業者は協力金の趣旨を確認されたのではないかと思っています。

齊藤委員

検討の方向性は、1日1m<sup>3</sup>以上からと考える方がいいのではないかと思います。

山本委員

気持としてもらうということも考えられるのではないかと思います。

松下会長

法の動きによっては、地下水利用料としての考え方との絡みも あると思います。

そこで、今回は、このまま継続して、付帯意見として検討して

宮田委員

ほしいという形で提案することも1つの方法だと思います。

答申として、「1 m以上から対象とします」とは、しない方が 良いと思います。

1 m<sup>3</sup>以上から対象とする方向性で、時間をかけて検討し、位置付けるように提案する形もあると思います。

多数意見として、このような意見があったと付け加えてほしい と思います。

ところで、答申に対するフォローはどうなるのでしょうか。 次の審議会で報告されたり、制度が改正されるといった形で表 れると思います。

1日20㎡以上を1㎡以上にすることについては、地下水の法制化の動きがあることを踏まえ、公平性の観点から時間をかけて検討するよう、付帯意見としていきたいと思います。

一各委員了承一

次に、答申の付帯意見を審議していきたいと思います。

「付帯意見に結びつけられる考え方」ですが、「地下水専用水道の問題や水道への切り替えの問題」について、ご意見をお願いします。これは、地下水から水道へ切り替えた場合に水道料金を減免するという話ですが、いかがでしょうか。

減免した場合の経費はどこから出てくるのでしょうか。

地下水から水道水へ移行しやすくするもので、新たに水道料金が入ってくるわけですから、その水道料金が、当分の間、安くなるということで、誰かが負担するという話ではないと思います。

水道料金は、5年間なり、10年間の全体事業費を計算しての話ですから、その部分が減れば支障が出てくるのではないかという懸念だと思いますが、24億、25億の水道料金のごく一部になってくるかと思いますので、さほどの影響はないと思います。

その制度によって、地下水から水道水に切り替えやすくなり、 水道事業の経営の安定に寄与する形になるようです。神奈川県の 企業庁も取り入れているようです。

減免や使えば使うほど安くなる逓減制料金体系で、地下水から 水道水へ切り替えやすくする方法もあります。減免したとしても、 大口が切り替えることによる収益のアップが見込まれます。 水道 事業者としての姿勢を示すところだと思います。

検討すべきだろうという形の付帯意見としたいと思います。

一各委員了承一

次に、市の「地下水行政のあり方」ですが、地下水保全条例を 制定し、量と質の所管を一元化したにもかかわらず、協力金制度 は、水道局が、変わらず所管しているということでした。

大森委員

松下会長

松下会長

齊藤委員 事務局 水道局長

松下会長

宮田委員

松下会長

松下会長

地下水行政の量と質の一元化の面から、今後、協力金制度については、全市的に検討してもらいたいということを付帯意見に入れてはいかがでしょうか。

#### 一各委員了承一

松下会長

それから、本日最初に話題になりました法制度の動きによっては、この協力金制度について、改めて検討し直す必要があると思います。

そのため、その動きに注意してもらいたいということも付帯意 見に入れていきたいと思います。

## 一各委員了承一

松下会長

そのほか、答申に盛り込むべきことがあればお願いします。

一各委員なし一

松下会長

それでは、本日取りまとめました骨子に基づき、答申書の作成 に入りたいと思いますが、今後の答申書の作成手順や、答申方法 などについて、事務局から説明してください。

―今後の答申書の作成手順や、答申方法を説明―

事務局 課長補佐(庶務担当)

松下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、事務局が作成する「答申書」(案)について、私と川口副会長が内容をよく審査した後、委員の皆様に郵送でお送りします。改めて確認していただいた後に、当審議会の「答申書」とし、私と川口副会長から直接市長へ答申したいと思います。よろしいでしょうか。

### 一各委員了承一

松下会長

それでは、「議題2 その他」として、事務局からありましたら、お願いします。

事務局 水道局長

一お礼・あいさつ一

松下会長

それでは、議事については、以上をもちまして、終了とします。皆さん、2年間ありがとうございました。

事務局 課長補佐(庶務担当)

会長をはじめ、委員の皆様、どうもありがとうございました。 今回で、任期最後の審議会となります。

これで、水道審議会を閉会します。

[午後3時30分終了]